

(証券コード 8958)
(発信日) 2023年11月28日
(電子提供措置の開始日) 2023年11月17日

投資主各位

東京都千代田区麹町四丁目1番地
グローバル・ワン不動産投資法人
執行役員 内田 昭雄

第12回投資主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本投資法人の第12回投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の投資主総会参考書類をご検討くださいますと、同封の議決権行使書面に議案に対する賛否をご記入の上、2023年12月13日（水曜日）午後5時までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

また、本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）第93条第1項に基づき、本投資法人現行規約において、「みなし賛成」に関する規定を次のとおり定めております。従いまして、当日ご出席になられず、かつ、議決権行使書面による議決権の行使をなされない場合、本投資主総会における各議案について、賛成されたものとみなしてお取り扱いすることになりますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。

＜本投資法人現行規約抜粋＞

第11条 （みなし賛成）

1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主はその投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案が有るときは当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす。
2. 前項の規定にかかわらず、前項のみなし賛成の規定は、投信法第81条の2第2項（投資口の併合）、第104条第1項（役員及び会計監査人の解任）、第140条（規約の変更）（但し、みなし賛成に関連する規定の策定又は改廃に限る。）、第143条第3号（解散）、第205条第2項（資産の運用に係る委託契約の解約に対する同意）又は第206条第1項（資産の運用に係る委託契約の解約）に係る議案の決議には適用しない。
3. 第1項の規定に基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。

なお、本投資主総会の招集に際しては、投資主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の本投資法人ウェブサイト「第12回投資主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の本投資法人のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。また、書面交付請求の有無にかかわらず、全ての投資主様に対して書面により投資主総会参考書類等をお送りしております。

本投資法人ウェブサイト

<https://www.go-reit.co.jp/>

電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証のウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（投資法人名）又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／P R 情報」、「投資主総会招集通知／投資主総会資料」を選択のうえ、ご確認くださいませます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

敬 具

記

1. 日 時 2023年12月14日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区平河町二丁目4番1号
都市センターホテル 3階「コスモスホール（I）」
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

3. 会議の目的事項

決 議 事 項

- 第1号議案 規約一部変更の件
第2号議案 執行役員1名選任の件
第3号議案 補欠執行役員1名選任の件
第4号議案 監督役員2名選任の件
第5号議案 補欠監督役員1名選任の件

以 上

（お願い）

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書面を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ご返送いただいた議決権行使書面において、各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱います。
- ◎今後の状況により投資主総会の運営に変更が生じた場合は、本投資法人のウェブサイト（<https://www.go-reit.co.jp/>）にてお知らせいたします。
- ◎当日は本投資主総会終了後、引き続き同会場において、本投資法人の資産運用会社であるグローバル・アライアンス・リアルティ株式会社による「運用状況説明会」を実施する予定です。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前頁に記載しているインターネット上の本投資法人ウェブサイト及び東証ウェブサイトにもその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載いたします。
- ◎決議ご通知につきましては、本投資主総会終了後に本投資法人のウェブサイト（<https://www.go-reit.co.jp/>）に掲載いたします。
- ◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の投資主の方1名を代理人として投資主総会にご出席いただくことが可能ですので、代理権を証する書面を議決権行使書面とともに会場受付にご提出くださいますよう、お願い申し上げます。
- なお、投資主ではない代理人及び同伴の方など、議決権を行使することができる投資主以外の方はご入場できませんのでご注意ください。

投資主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 規約一部変更の件

1. 変更の理由

規約第10条関係

投資主総会参考書類等の電子提供制度を導入する投信法の改正が2022年9月1日に施行されたことに伴い、「会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（令和元年法律第71号）第10条第9項の定めに基づき、2022年9月1日をもって、本投資法人の規約には、投資主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨の定めを設けたものとみなされているところ、明確化のため本投資法人の規約においてその旨の規定（変更案第10条第9項）を追加するとともに、書面交付請求をした投資主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定（変更案第10条第10項）を追加するものです。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

（下線部分は変更箇所です。）

現 行 規 約	変 更 案
第10条（投資主総会に係る事項）	第10条（投資主総会に係る事項）
1.（記載省略）	1.（現行のとおり）
2.（記載省略）	2.（現行のとおり）
3.（記載省略）	3.（現行のとおり）
4.（記載省略）	4.（現行のとおり）
5.（記載省略）	5.（現行のとおり）
6.（記載省略）	6.（現行のとおり）
7.（記載省略）	7.（現行のとおり）
8.（記載省略）	8.（現行のとおり）
（新設）	9. 本投資法人は、投資主総会の招集に際し、 <u>投資主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u>
（新設）	10. 本投資法人は、電子提供措置をとる事項のうち投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年総理府令第129号。その後の改正を含む。）で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した投資主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第2号議案 執行役員1名選任の件

執行役員内田昭雄から、任期の調整のため、本投資主総会の終結の時をもって一旦辞任したい旨の申し出（※）があったため、改めて執行役員1名の選任をお願いしたいと存じます。本議案におきまして、執行役員の任期は、投信法第99条第2項及び本投資法人現行規約第14条第1項第1文括弧書きの定めにより、就任する2023年12月14日より、選任後2年を経過した日の翌日から30日以内に開催される執行役員の選任を議案とする投資主総会の終結の時までとします。

なお、執行役員の選任に関する本議案は、2023年10月27日開催の役員会において、監督役員全員の同意によって提出された議案です。

（※）執行役員内田昭雄は、2021年12月14日開催の第11回投資主総会において選任された後2年を経過した日の翌日（2023年12月16日）から30日以内に開催される執行役員の選任を議案とする本投資主総会の終結の時をもって任期満了となります。本投資主総会の開催日は、2023年12月16日より前であり、執行役員内田昭雄は、本投資主総会の終結の時をもって任期満了とならないため、その時をもって一旦辞任することとしております。

執行役員候補者は次のとおりです。

氏 名 (生年月日)	略 歴	
うちだあきお 内田昭雄 (1955年4月10日生)	1978年4月	明治生命保険相互会社（現明治安田生命保険相互会社）入社
	1989年4月	同社 不動産サービス部不動産サービス 副長
	1995年10月	同社 不動産部 不動産業務グループ グループリーダー
	2004年1月	同社 関連事業部 関連事業推進グループ グループマネージャー
	2010年4月	明治安田ビルマネジメント株式会社出向
	2012年4月	同社 取締役 総務企画部長
	2015年4月	同社 常務取締役 総務企画部長
	2016年4月	本投資法人執行役員（現職）

- ・上記執行役員候補者は、本投資法人の投資口を保有しておりません。
- ・上記執行役員候補者と本投資法人との間には、特別の利害関係はありません。
- ・上記執行役員候補者は、現在、本投資法人の執行役員として本投資法人の業務全般を執行しております。
- ・役員等賠償責任保険契約の内容の概要は次のとおりです。

本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる一定の損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、故意又は重過失に起因して生じた当該損害は填補されない等の免責事由があります。

また、当該保険契約の保険期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。上記執行役員候補者は、現在、執行役員として当該保険契約の被保険者に含まれており、選任が承認された場合は引き続き被保険者に含まれることになります。

第3号議案 補欠執行役員1名選任の件

執行役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備えて、補欠執行役員1名の選任をお願いしたいと存じます。本議案において選任された補欠執行役員が執行役員となった場合の任期についても、本投資法人現行規約第14条第1項第2文の定めにより、投信法第99条第2項及び本投資法人現行規約第14条第1項第1文括弧書きの定めが適用されます。なお、本議案におきまして、補欠執行役員の選任に係る決議が効力を有する期間は、本投資法人現行規約第14条第2項の定めにより、第2号議案における執行役員の任期が満了する時までとします。

なお、補欠執行役員の選任の効力については、就任の前に限り、本投資法人の役員会の決議により、その選任を取り消すことができるものとします。

また、補欠執行役員の選任に関する本議案は、2023年10月27日開催の役員会において、監督役員全員の同意によって提出された議案です。

補欠執行役員候補者は次のとおりです。

氏 名 (生年月日)	略 歴	
やま ざき げん 山 崎 弦 (1970年9月15日生)	1994年4月 2007年12月	株式会社三菱銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）入行 三菱UFJ証券株式会社（現三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社）出向 不動産グループ不動産投資銀行部
	2012年1月	株式会社三菱東京UFJ銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）ストラクチャード・ファイナンス部不動産ファイナンスグループ
	2017年7月	グローバル・アライアンス・リアルティ株式会社出向 投信業務部長
	2021年7月	同社入社 投信業務部長（現職）

- ・上記補欠執行役員候補者は、持投資口会制度を利用することにより、本投資法人の投資口を1口（1口未満切り捨て）保有しております。なお、保有する本投資法人の投資口数は2023年9月末日現在の状況を記載しております。
- ・上記補欠執行役員候補者は、本投資法人の資産運用会社であるグローバル・アライアンス・リアルティ株式会社の投信業務部長です。
- ・上記補欠執行役員候補者と本投資法人との間には、上記を除き特別の利害関係はありません。
- ・役員等賠償責任保険契約の内容の概要は次のとおりです。

本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる一定の損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、故意又は重過失に起因して生じた当該損害は填補されない等の免責事由があります。

また、当該保険契約の保険期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。上記補欠執行役員候補者が執行役員に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

第4号議案 監督役員2名選任の件

監督役員名取勝也、森田康裕の2名から、任期の調整のため、本投資主総会の終結の時をもって一旦辞任したい旨の申し出（※）があったため、改めて監督役員2名の選任をお願いしたいと存じます。本議案におきまして、監督役員の任期は、本投資法人現行規約第14条第1項第1文括弧書きの定めにより、就任する2023年12月14日より、選任後2年を経過した日の翌日から30日以内に開催される監督役員の選任を議案とする投資主総会の終結の時までとします。

（※）監督役員名取勝也、森田康裕は、2021年12月14日開催の第11回投資主総会において選任された後2年を経過した日の翌日（2023年12月16日）から30日以内に開催される監督役員の選任を議案とする本投資主総会の終結の時をもって任期満了となります。本投資主総会の開催日は、2023年12月16日より前であり、監督役員名取勝也、森田康裕は、本投資主総会の終結の時をもって任期満了とならないため、その時をもって一旦辞任することとしております。

監督役員候補者は次のとおりです。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴
1	な とり かつ や 名 取 勝 也 (1959年5月15日生)	1986年4月 弁護士登録 1986年4月 梶田江尻法律事務所（現西村あさひ法律事務所）入所 1990年9月 ワシントン大学ロー・スクール卒業 法学修士号取得 1991年1月 Davis Wright Tremaine法律事務所入所 1993年6月 ジョージタウン大学ビジネス・スクール卒業 経営学修士号取得 1993年7月 エッソ石油株式会社入社 法務部弁護士 1995年1月 アップルコンピュータ株式会社入社 法務・渉外本部長 1998年1月 サン・マイクロシステムズ株式会社入社 取締役法務本部長 2002年3月 株式会社ファーストリテイリング入社 執行役員法務部長、店舗開発部長、社会環境室長 2004年1月 日本アイ・ビー・エム株式会社入社 取締役執行役員 法務・知的財産・コンプライアンス担当 2012年2月 名取法律事務所（現ITN法律事務所）設立（現職） 2016年4月 本投資法人監督役員（現職） 2020年6月 株式会社パソナテキーラ（現サークレイス株式会社）監査役（現職） 2020年6月 株式会社リクルートホールディングス 監査役（現職） 2021年6月 東京製綱株式会社 社外取締役（現職） 2023年6月 東洋建設株式会社 社外取締役（現職）

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴	
2	もり た やす ひろ 森 田 康 裕 (1969年11月19日生)	1992年 4 月	中央信託銀行株式会社（現三井住友信託銀行株式会社）入社
		1997年 1 月	太田昭和監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）入所
		2000年12月	同法人 金融サービス部
		2001年 4 月	公認会計士登録
		2007年12月	経済産業省 経済産業政策局出向
		2008年 4 月	不動産鑑定士登録
		2009年 2 月	新日本有限責任監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）アドバイザリーサービス部復職
		2009年10月	東京共同会計事務所入所
		2009年10月	森田康裕公認会計士事務所設立（現職）
		2012年 6 月	税理士登録
		2016年 4 月	本投資法人監督役員（現職）
		2023年 8 月	東京建物ロジスティクスリート投資法人監督役員（現職）

- ・上記監督役員候補者のうち、候補者森田康裕は、本投資法人の投資口を8口保有しております。なお、保有する本投資法人の投資口数は2023年9月末日現在の状況を記載しております。候補者名取勝也は、本投資法人の投資口を保有しておりません。
- ・上記監督役員候補者と本投資法人との間には、特別の利害関係はありません。
- ・上記監督役員候補者は、いずれも、現在、本投資法人の監督役員として、執行役員の職務執行全般を監督しております。
- ・候補者名取勝也は、ITN法律事務所のマネージング・パートナーを兼務しております。
- ・候補者森田康裕は、森田康裕公認会計士事務所の代表者を兼務しております。
- ・役員等賠償責任保険契約の内容の概要は次のとおりです。

本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる一定の損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、故意又は重過失に起因して生じた当該損害は填補されない等の免責事由があります。

また、当該保険契約の保険期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。上記監督役員候補者は、現在、監督役員として当該保険契約の被保険者に含まれており、選任が承認された場合は引き続き被保険者に含まれることになります。

第5号議案 補欠監督役員1名選任の件

監督役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備えて、補欠監督役員1名の選任をお願いしたいと存じます。本議案において選任された補欠監督役員が監督役員となった場合の任期についても、本投資法人現行規約第14条第1項第2文の定めにより、本投資法人現行規約第14条第1項第1文括弧書きの定めが適用されます。なお、本議案におきまして、補欠監督役員の選任に係る決議が効力を有する期間は、本投資法人現行規約第14条第2項の定めにより、第4号議案における監督役員の任期が満了する時までとします。

なお、補欠監督役員の選任の効力については、就任の前に限り、本投資法人の役員会の決議により、その選任を取り消すことができるものとします。

補欠監督役員候補者は次のとおりです。

氏 名 (生年月日)	略 歴	
かつ た ゆう こ 勝 田 裕 子 (1966年2月18日生)	1997年4月	弁護士登録
	1997年4月	荒木法律事務所入所
	1999年2月	鈴榮特許綜合法律事務所（現鈴榮特許総合事務所）入所
	2002年2月	同所パートナー就任
	2004年1月	日本アイ・ビー・エム株式会社入社 法務・知的財産部 カウンセル
	2010年6月	ワシントン大学ロー・スクール卒業 法学修士号(LL.M.)取得
	2013年1月	日本アイ・ビー・エム株式会社 チーフ・プライバシー・オフィサー就任
	2016年6月	名取法律事務所（現ITN法律事務所）入所 パートナー（現職）
	2020年8月	富士電機株式会社 社外監査役（現職）

- ・上記補欠監督役員候補者は、本投資法人の投資口を保有しておりません。
- ・上記補欠監督役員候補者と本投資法人との間には、特別の利害関係はありません。
- ・役員等賠償責任保険契約の内容の概要は次のとおりです。

本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる一定の損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、故意又は重過失に起因して生じた当該損害は填補されない等の免責事由があります。

また、当該保険契約の保険期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。上記補欠監督役員候補者が監督役員に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

その他の参考事項

本投資主総会に提出される議案のうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、本投資法人現行規約第11条第1項に定める「みなし賛成」の規定の適用はございません。

なお、上記の第1号議案乃至第5号議案につきましては、いずれも相反する趣旨の議案には該当しておりません。

以 上

MEMO

[illegible]

投資主総会会場ご案内図

会場： 東京都千代田区平河町二丁目4番1号
都市センターホテル 3階「コスモスホール（Ⅰ）」
電話（03）3265－8211（代表）



- 交通 ○地下鉄 「麹町」駅（有楽町線）半蔵門方面1番出口より徒歩約4分
- 地下鉄 「永田町」駅（南北線）9b番出口より徒歩約3分
- 地下鉄 「永田町」駅（有楽町線・半蔵門線）5番出口より徒歩約4分
- 地下鉄 「赤坂見附」駅（丸ノ内線・銀座線）D出口より徒歩約8分
- JR 「四ツ谷」駅（中央線）麹町口より徒歩約14分
- 都バス 平河町二丁目・都市センター前（新橋駅⇄市ヶ谷駅⇄小滝橋車庫前）

お願い：会場周辺道路及び駐車場の混雑が予想されるため、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。